

令和3年2月農業委員会総会議事録

令和3年2月24日午後3時00分、令和3年2月農業委員会総会を弘前市りんごの家2階研修室に招集する。

出席委員 25名

| | | |
|---------------|--------------|---------------|
| 1番 岩谷 裕子 委員 | 2番 成田 忠光 委員 | 3番 三上 幸雄 委員 |
| 4番 佐藤 耕一 委員 | 6番 成田 繁則 委員 | 8番 三上 悅治 委員 |
| 9番 平井 秀樹 委員 | 10番 進藤 司 委員 | 11番 石岡 千鶴子 委員 |
| 12番 棟方 健 委員 | 13番 木村 芳文 委員 | 14番 小田桐 明 委員 |
| 15番 奥元 勝義 委員 | 16番 高橋 貴志 委員 | 17番 須藤 秀人 委員 |
| 18番 大湯 茂八郎 委員 | 19番 伊藤 公正 委員 | 20番 樺森 弘義 委員 |
| 21番 小嶋 勇成 委員 | 22番 藤田 善明 委員 | 23番 前田 優考 委員 |
| 24番 町田 高司 委員 | 25番 佐藤 剛郎 委員 | 26番 山内 知人 委員 |

欠席委員 1名

7番 小林 政貴 委員

出席事務局 7名

| | | | |
|----------|-------|------------|-------|
| 事務局長 | 菅野 昌子 | 事務局次長 | 吉田 秀樹 |
| 事務局次長補佐 | 佐藤 祝幸 | 事務局主幹兼農地係長 | 澤田 明人 |
| 岩木分室総括主査 | 浅利 敏江 | 相馬分室総括主査 | 藤田 徹 |
| 事務局主事 | 佐藤 久明 | | |

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議事

| | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第10号 | 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について |
| 議案第11号 | 農地転用許可に係る意見について |
| 議案第12号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第13号 | 農用地利用集積計画策定の要請について |
| 議案第14号 | 農用地利用配分計画案に係る意見について |
| 議案第15号 | 引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について（贈与税） |
| 議案第16号 | 引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について（相続税） |
| 議案第17号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について |
| 報告第4号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 報告第5号 | 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について |
| 報告第6号 | 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について |

〔開始時刻 15 時 00 分〕

事務局次長

ただいまから令和 3 年 2 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 7 番小林政貴委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。23 番前田優考委員、24 番町田高司委員、25 番佐藤剛郎委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

議長

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 10 号を議題といたします。議案第 10 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 10 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 5,392 m²、畠 21 件 60,768 m²、合計 23 件 66,160 m²であります。また、使用収益権関係では、田 6 件 24,539 m²、畠 6 件 53,110 m²、合計 12 件 77,649 m² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりましたので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 2 月 15 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、町田高司委員、佐藤剛郎委員、山内知人委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 3 件についての事情聴取を行いました。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 152 番および 4 ページ 153 番について申し上げます。譲受人は、実家がりんご農家であり、今回、祖父母より農地を譲り受ける事となったため、本申請に至ったと申し述べておりました。昨年から申請地で農作業に従事しており、今後も祖母の指導の下、りんごを栽培していくということから、技術力等、特に問題はないと判断しました。10 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 171 番および 15 ページ、使用収益権関係、218 番について申し上げます。譲受人は、祖父母がりんご農家であり、8 年ほど前から申請地での農作業に従事しておりました。今回、自分で農地を譲り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。14 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 216 番について申し上げます。借受人は、りんごの生産販売をする会社に勤務しており、これま

調査委員長 で 6 年ほどりんご栽培に従事してきました。今後は自分も農業経営したいという気持ちがあり、今回、自分で農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議長 それでは、議案第 10 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長 議案第 10 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第 10 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 11 号を議題といたします。議案第 11 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 17 ページをお開き願います。議案第 11 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 165 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。19 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号 10 番は、第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種の不許可の例外規定である「既存施設の 2 分の 1 以下の拡張」であることから、代替土地の検討を要さず、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

| | |
|--------|--|
| 議 長 | それでは、議案第 11 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (なし) |
| 議 長 | 議案第 11 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし) |
| 議 長 | 異議ないものと認め、議案第 11 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 |
| | 次に、議案第 12 号を議題といたします。議案第 12 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。 |
| 事務局次長 | 21 ページをお開き願います。議案第 12 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 25,465 m ² 、畠 13 件 63,909 m ² 、合計 19 件 89,374 m ² であります。また、使用収益権関係では、田 3 件 11,724 m ² 、畠 3 件 4,969 m ² 、合計 6 件 16,693 m ² であり、内容は、農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。 |
| 議 長 | 事前調査会の報告をお願いします。 |
| 調査副委員長 | 本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。24 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 109 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、受付番号 108 番の譲受人との交換を利用権設定等促進事業で行うものであり、受付番号 108 番で譲渡する面積の範囲内で取得するものであり、また、受付番号 111 番の譲受人は、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録要件を要しないものであります。28 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 122 番及び 123 番、30 ページ、使用収益権関係、受付番号 69 番から、32 ページ 73 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。29 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 68 番から、32 ページ 73 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで扱い手に貸しつけられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。32 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 73 番については、貸借期間の満了により、利用権を再設定するための計画案であります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適當であると考えられました。以上、報告いたします。 |

〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

| | |
|--------|---|
| 高橋貴志委員 | (高橋貴志委員退席) |
| 議長 | 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 28 ページ所有権関係、受付番号 122 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 |
| | (なし) |
| 議長 | 所有権関係、受付番号 122 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | 異議ないものと認め、議案第 12 号のうち、所有権関係、受付番号 122 番については、原案のとおり決定いたします。高橋委員の着席をお願いします。 |
| | (高橋貴志委員着席) |
| 議長 | それでは、議案第 12 号のうち、所有権関係、受付番号 122 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。 |
| | (なし) |
| 議長 | 議案第 12 号のうち、所有権関係、受付番号 122 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | 異議ないものと認め、議案第 12 号のうち、所有権関係、受付番号 122 番を除く計画案については、原案のとおり決定いたします。 |
| | 次に、議案第 13 号を議題といたします。議案第 13 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。 |
| 事務局次長 | 33 ページをお開き願います。議案第 13 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。 |
| | 今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 12,144 m ² 、畑 12 件 33,020 m ² 、合計 16 件 45,164 m ² であります。また、使用収益権関係では、田 3 件 23,788 m ² 、畑 1 件 996 m ² 、合計 4 件 24,784 m ² であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、畑 1 件 996 m ² であります。今回提出されました 20 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 16 件、貸借 4 件が整ったものであります。41 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 27 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで扱い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。 |

| | |
|--------|---|
| 議　　長 | 利用調整をした委員から補足説明ありませんか。 |
| | (なし) |
| 議　　長 | それでは、議案第13号の計画案について、御審議願います。御質問等ございませんか。 |
| | (なし) |
| 議　　長 | 議案第13号の計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議　　長 | 異議ないものと認め、議案第13号の計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。 |
| | 次に、議案第14号を議題といたします。議案第14号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。 |
| 事務局次長 | 43ページをお開き願います。議案第14号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。 |
| | 今会議に提出されました件数と面積は、田1件 2,744 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。 |
| 議　　長 | 事前調査会の報告をお願いします。 |
| 調査副委員長 | 今回提出されました1件につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターから新たな扱い手に貸し付けられるものであります。議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。 |
| 前田優考委員 | <議事参与の制限に該当する旨の申出あり> |
| | (前田優考委員退席) |
| 議　　長 | それでは、議案第14号の配分計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。 |
| | (なし) |
| 議　　長 | 議案第14号の配分計画案については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議　　長 | 異議ないものと認め、議案第14号の配分計画案については、委員会報告のとおり異議ないものと決定いたします。 |

| | |
|-------|---|
| 議長 | 前田委員の着席をお願いします。 |
| | (前田優考委員着席) |
| 議長 | 次に、議案第 15 号を議題といたします。議案第 15 号は「引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について（贈与税）」であります。事務局より説明を求めます。 |
| 事務局次長 | 47 ページをお開き願います。議案第 15 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について（贈与税）」であります。 本案件は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の適用を受ける受贈者から申請のあった引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 42 項の規定に基づく証明書を発行することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数は 1 件であります。農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人のうち、1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予の特例を受けることができ、贈与者または受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長に提出することになります。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があつたものであります。この 1 件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、そして、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として判断したものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から、本日、令和 3 年 2 月 24 日までの期間について証明するものであります。以上であります。 |
| 議長 | それでは、議案第 15 号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。 |
| | (なし) |
| 議長 | 議案第 15 号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | 異議ないと認め、議案第 15 号は原案のとおり発行することに決定いたします。 |
| | 次に、議案第 16 号を議題といたします。議案第 16 号は「引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について（相続税）」であります。事務局より説明を求めます。 |
| 事務局次長 | 49 ページをお開き願います。議案第 16 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について（相続税）」であります。 本案件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用を受ける相続人から申請のあった引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 第 32 項に基づく証明書を発行することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数は 2 件であります。農業相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合には、農業相続人に課税される相続税の徴収猶予の特例を受けることができ、一定の要件に達した時は、その相続税は免除されますが、相続人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出を、弘前税務署長に提出することになっております。届出書には、農業委員 |

| | |
|---------|---|
| 事務局次長 | 会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があつたものであり、この2件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として判断したものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から、本日、令和3年2月24日までの期間について証明するものであります。以上であります。 |
| 議長 | それでは、議案第16号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。 |
| 三上幸雄委員 | 3番、これを見ますと、平成17年から始まって、令和3年まで続いているがいつまで継続できるのか。 |
| 事務局次長補佐 | 相続税の猶予ということになりますが、待ってもらっていることになります。この受けた方が、亡くなればその時点で終了、確定するということになります。 |
| 三上幸雄委員 | 相続なので、相手が亡くなっていることなのではないか。 |
| 事務局次長補佐 | 相手が亡くなって、相続が発生し、相続税が発生する。それを待ってもらっている方が亡くなった場合はそこで終了ということです。 |
| 三上幸雄委員 | 分かりました。 |
| 議長 | 他にご質問等ございませんか。 |
| | (なし) |
| 議長 | 議案第16号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | 異議ないものと認め、議案第16号は原案のとおり発行することに決定いたします。 |
| | 次に、議案第17号を議題といたします。議案第17号は「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」であります。事務局より説明を求めます。 |
| 事務局次長 | 51ページをお開き願います。議案第17号は、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」であります。 |
| | 提案理由は、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるため、農地等の相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願を受理したので、租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第3号及び同項第4号に基づく証明書を発行することについて、本会の審議を求めるものであります。農業相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続により農地を取得し、その農地において、農業を営む場合には、相続税の申告期限内に税務署へ申告書を提出することにより、その相続税について納税猶予の特例制度があり、申告書の提出には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから証明の願出があつたものであります。内容につきましては、事務局職員による農地台帳の確認並びにこれまでの耕作状況、農機具の保有状況及び今後の利用計画について願出者から聞き取りし、また、特例対象農地の現地調査を実施した結果から、相続税の納税猶予に関する適格者として証明するものであります。以上であります。 |
| 議長 | それでは、議案第17号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。 |

| | |
|-------|--|
| | (なし) |
| 議長 | 議案第17号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | 異議ないものと認め、議案第17号は原案のとおり発行することに決定いたします。 |
| | 次に、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。 |
| 事務局次長 | 53ページをお開き願います。報告第4号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。 |
| | 今会議に報告されました件数と面積は、田13件 96,712m ² 、畠8件 80,818m ² 、合計21件 177,530m ² であります。なお、届出理由につきましては55ページから58ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。 |
| 議長 | 報告第4号について、御質問等ございませんか。 |
| | (なし) |
| 議長 | 次に、報告第5号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。 |
| 事務局次長 | 59ページをお開き願います。報告第5号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。 |
| | 今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が畠2件 722m ² であります。なお、届出理由につきましては、61ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。 |
| 議長 | 報告第5号について、御質問等ございませんか。 |
| | (なし) |
| 議長 | 次に、報告第6号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。 |
| 事務局次長 | 63ページをお開き願います。報告第6号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。 |
| | 今会議に報告されました件数と面積は、田11件 36,162m ² 、畠7件 26,179m ² 、合計18件 62,341m ² であります。なお、解約理由につきましては、65ページから66ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。 |
| 議長 | 報告第6号について、御質問等ございませんか。 |
| | (なし) |

議 長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 42 分]